

第三十号議案

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年東京都条例第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三万五千九百円」を「三万六千九百円」に改める。

別表中「一万五千七百円」を「一万六千百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都附属機関の構成員の報酬の限度額等を改定する必要がある。